

社 会 福 祉 功 労 者 に 対 す る
厚 生 労 働 大 臣 表 彰

問 答 集

厚生労働省社会・援護局総務課

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分類
1	すべての表彰区分において、叙勲を受けた者についての推薦の可否は。	叙勲は、その者の功績を総合的に判断して決定される最高の栄誉であることから、叙勲より下位の栄誉を授与することは表彰制度の目的にそぐわないと考え、功績内容にかかわらず叙勲受章者については大臣表彰の対象としない。	0
2	推薦に係る基準日はいつか。	基準日は、別途通知で定める厚生労働大臣表彰日である。なお、授与式典は例年「全国社会福祉大会」において行っている。	0
3	「都道府県知事等表彰」には、全社協会長表彰や都道府県社協会長表彰も含まれるか。	「都道府県知事等」は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長を指しており、全社協会長表彰や都道府県社協会長表彰は含まれない。	0
4	表彰対象区分のうち知事(市長)表彰制度が設けられていないものについて、推薦は可能か。	原則として知事(市長)表彰受賞が要件であるが、当該制度がない場合は、知事(市長)表彰に値する功績があると推薦者が判断すれば理由書を添付し推薦できる。なお、理由書には当該制度を設けていない理由も記載すること。	0
5	指定都市(中核市)に移行する以前の市長表彰を、推薦要件の「指定都市(中核市)長表彰」とみなせるか。	原則として移行以前の市長表彰では要件を満たさない。ただし、特段の理由があれば選考委員会に諮る。	0
6	過去に大臣表彰を受けたものは推薦可能か。	過去に受けた表彰の功績内容(分野)とは別の功績によるものであれば推薦は可能である。	0
7	死亡した者は推薦可能か。	死亡した者は表彰対象外である。ただし、推薦後に選考途中で死亡した場合は、死亡日に遡って表彰することができる。	0
8	犯罪歴があるものの推薦は可能か。	犯罪には軽重幅もあることから、一律に不適当とはできない。叙勲・褒章等栄典事務の基準を準用するなど、各自治体において個別に検討していただき、推薦があれば選考委員会に諮る。	0

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分 類
9	年齢に関する制限は。	年齢要件は表彰区分により異なる。実施要領で規定のない区分は年齢要件がない。	0
10	現職であることが要件となっているが、基準日直前の退職等も表彰対象外か。	基準日直前の退職等は例外として認めている。明確な基準(何か月前までなら対象か)はなく、個別に選考委員会に諮ることとなる。ただし、前年度に要件を満たしていたにもかかわらず推薦をしていなかった場合は対象外としている。	0
11	休職期間は従事年数に含むか。	休職期間は従事年数に含まない。	0
12	団体代表者と個人が同一人物である場合、団体推薦と個人推薦を同時に行うことは可能か。	個人と団体は別人格として扱うため、同時に推薦することは可能である。	0
13	団体の名称が推薦後に変更される予定の場合、推薦は現名称と新名称のどちらで行うべきか。	基準日における団体名(予定)にて推薦すること。なお、予定の名称が変更された場合や新名称が確定した場合等は直ちに連絡すること。	0
14	名前の公表を希望しないものの場合の対応は。	表彰制度の趣旨からすれば、受賞者を称えとともに、後進への士気高揚という効果が期待できることから、氏名等は公表すべきものと考えている。したがって、最終的に本人の同意が得られない場合は、受賞を御辞退いただくこととなる。	0
15	受賞者に関する公表事項とは具体的に何か。	公表事項は、氏名(団体名)、市区町村までの現住所(民生委員等以外は所属団体等の現住所)、役職名である。	0
16	従事期間の算定について、異なる表彰区分での従事期間を通算することは可能か。	異なる表彰区分での従事期間の通算は認められない。なお、同一区分での各職種は、通算できる場合とできない場合がある。	0

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分 類
17	「民生委員及び児童委員表彰規則の制定について」では、表彰範囲について「都道府県知事(指定都市の市長を含む。)より表彰を受けたものであること。」と規定しているが、中核市長表彰受賞では要件を満たさないか。	要件を満たす。実施要領では明記していないが、「民生委員及び児童委員表彰規則」(S35.11.7厚生省令第34号)において中核市長も具申ができる旨が規定されており、これを準用している。	1
18	民生委員に対する大臣感謝状を受けている者は、民生委員として大臣表彰の対象になるか。	大臣感謝状を受けた者も表彰の対象になる。	1
19	ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰を受けた者は、民生委員としての大臣表彰の対象になるか。	分野(功績内容)が異なることから、それぞれで大臣表彰を受賞することは問題ない。	1
20	「民生委員による団体」とは。	法定地区民生委員協議会のほか、市連合民生委員協議会や都道府県民生委員協議会等も該当する。(法定の有無は問わないため任意団体等も含まれる。)	1
21	民生委員による団体の内部(下部)に組織される部会も表彰対象か。	部会等自体が団体として活動しているのであれば推薦は可能。表彰の適否は選考委員会に諮る。	1
22	共同募金運動団体の推薦に当たり、募金実績額の基準等はあるか。	募金実績額の基準はない。金額の多寡にかかわらず、その活動が率先したものであり功績が顕著であることを要件としている。	2
23	「社会福祉事業」とは。	原則として社会福祉法第2条に規定する事業とする。 なお、令和6年4月より売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく「婦人保護施設」が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に基づく「女性自立支援施設」に見直されているが、「婦人保護施設」における業務も通算して差し支えない。	3
24	「社会福祉事業の従事者」とは。	社会福祉法第2条に規定する事業に直接従事している者、介護保険法第115条の46に規定する「地域包括支援センター」の職員及び介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員を指す。施設にあっては、施設長をはじめ、事務職員、調理員等も含まれる。	3

【分類】 0:全般、1:民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2:共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3:社会福祉事業従事者等、4:福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5:地域福祉功労者、6:その他

番号	質 問	回 答	分類
25	「社会福祉事業関係団体」とは。	社会福祉事業を経営する法人又は社会福祉を目的とする事業を行う団体等を指す。法人格の有無は問わない。	3
26	「役員等」とは。	理事以上の役員及び監事とする。都道府県社会福祉協議会にあっては評議員及び事務局長も該当する。	3
27	社会福祉法人本部の事務局に勤める者(事務職員)は表彰対象か。	本表彰における「社会福祉事業従事者」には該当しない。	3
28	過去に理事以上の役員として20年以上貢献したが、現在は表彰対象外の評議員等である者の推薦は可能か。	実施要領における現職要件は「現在なお活躍中」であることから、過去に要件を満たした者であっても、現在表彰対象外の場合は推薦することはできない。	3
29	社会福祉事業の規模(活動範囲)の要件は。	実施要領では規定していないが、少なくとも市区町村の活動域が必要と考える。ただし、推薦は可能なので、特段の事情により推薦があれば選考委員会に諮る。	3
30	受賞候補者の居住地と事業経営地が異なる場合の推薦者は。	事業経営地で判断する。(事業所轄庁の長が推薦者となる。)	3
31	過去に推薦者の所管地域外で従事していた期間は算入できるか。	所管地域外での従事期間も算入できるが、当該期間の功績で大臣表彰等を受賞している場合は表彰対象外となる。	3
32	公務員も表彰対象か。	公務員も表彰対象となる。	3

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分 類
33	非常勤の従事者は推薦可能か。	原則として、常勤職員を表彰対象としている。ただし、施設以外の事業のうち、訪問介護員や相談事業に従事する者など、常勤という考え方がなじまないものについては、この限りではない。	3
34	平成16年度まで独立区分として実施していた「訪問介護員」は表彰対象か。	実施要領第3の「社会福祉事業従事者」に含まれる。	3
35	民間の訪問介護員は表彰対象か。	社会福祉法第2条に規定する事業に直接従事している者であれば、施設・事業所の運営主体に関係なく表彰対象として扱うこととする。	3
36	福祉事務所に従事する訪問介護員の表彰区分は。	福祉事務所に従事する訪問介護員は、福祉事務所等職員の表彰対象職種に含まれていないことから、福祉事務所等職員表彰ではなく、社会福祉事業従事者等の表彰区分が適用される。	3
37	介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センターの職員は表彰対象か。	介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センターの職員は、社会福祉法第2条に規定される事業の従事者ではないが、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を行うことができるよう居宅サービス計画の作成、助言及び連絡調整等の相談支援を行う職種であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業と同様、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進に資するものであることから、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員としての功績が特に顕著な者については、推薦可能とする。	3
38	「老人福祉指導主事」とは。	老人福祉法第6条及び第7条の規定に基づき設置された、老人福祉の業務に従事する社会福祉主事。	4
39	「家庭児童福祉主事」とは。	「家庭児童相談室設置運営要綱」(S39.4.22厚生省発児第92号「家庭児童相談室の設置運営について」別紙)第5に基づき配置された、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事。	4
40	福祉事務所等において表彰対象職種以外の事務に従事していた期間は、推薦要件の在職年数に算入できるか。	在職年数に算入できる対象職種は列挙されたものに限定される。(ただし、兼務も含まれるので、事務職であっても対象職種を兼務している場合は算入可能。)	4

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分類
41	福祉事務所等職員表彰対象である各職種としての在職年数は通算できるか。	在職年数の要件について、表彰対象となる各職種の在職期間は通算できる。(単一の職種ごとに付している要件ではない。)	4
42	保健所と福祉事務所の統合により、福祉事務所に精神保健相談員を配置している。在職年数について統合前の保健所での従事期間を算入できるか。	保健所機能に属する精神保健相談員は本表彰の対象外であるため算入はできない。(福祉事務所等の「等」とは福祉六法関係の相談所を指す。)	4
43	福祉事務所職員としての従事期間と救護施設職員としての従事期間は通算できるか。	救護施設職員(生活指導員等)は社会福祉事業従事者に当たり、従事期間の通算は認められない。それぞれの表彰区分において従事期間の要件を満たす必要がある。	4
44	管理職(所長、次長、課長等)としての従事期間は推薦要件の在職年数に含めることができるか。	表彰対象職種との兼務であれば推薦要件の在職年数に算入できる。	4
45	表彰対象職種に従事後、管理職になっている者で、兼務辞令は出していないが実態として表彰対象職種業務を行っている場合、当該期間を推薦要件の在職年数に算入できるか。	辞令上の発令がなければ、実態として表彰対象職種の業務と同様の業務を行ったとしても、在職年数には算入できない。	4
46	福祉事務所等における嘱託職員は表彰対象か。	対象は原則として常勤職員としていることから、嘱託職員は対象外となる。	4
47	退職後に非常勤職員や嘱託職員として再雇用された者の推薦は可能か。	原則、非常勤職員等は表彰対象外であるが、現職時に推薦要件を満たしていた者については推薦可能とする。推薦があれば選考委員会に諮る。	4
48	異なる所属で同一職種、同一所属で異なる職種、異なる所属で異なる職種の通算は可能か。	表彰対象職種であれば、いずれも通算可能である。	4

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分 類
49	婦人相談所における「相談指導員」、「判定員」、「指導員」、「看護師」の在職年数は表彰対象職種に通算して差し支えないか。	令和6年4月より売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づく「婦人相談所」が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に基づく「女性相談支援センター」に見直されたものであり、婦人相談所における「相談指導員」、「判定員」、「指導員」、「看護師」の在職年数は表彰対象職種に通算して差し支えない。 なお、婦人相談所における在職年数の通算にあたり以下の点を留意すること。 ・「指導員」とは「婦人相談所設置要綱」(S38.3.19厚生省発社第35号)第2に規定する「一時保護所職員」を指す。 ・「相談指導員」とは「婦人相談所設置要綱」(S38.3.19厚生省発社第35号)第2に規定する「相談指導員」を指す。 ・「婦人相談員」は表彰対象職種ではない。	4
50	女性相談支援センターにおける職種の「相談支援員」と「支援員」の違いは。	相談支援員とは「女性支援事業の実施について」(R6.3.18社援発0318第60号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添2「女性相談支援センター設置要綱」第2に規定する「相談支援員」、支援員とは同「一時保護所職員」を指す。	4
51	女性相談支援センターに配置されている女性相談支援員は表彰対象か。	福祉事務所等職員としての表彰対象職種としていない。	4
52	福祉事務所において女性支援業務に従事する職員は、現業員としての表彰対象となるか。	福祉事務所における現業員とは福祉六法に関する現業業務を行う職員を指しており、女性支援業務を行う職員は対象でない。 令和5年度以前の婦人保護業務も同様に対象ではない。	4
53	福祉事務所嘱託医としての従事期間と保健所嘱託医としての従事期間は通算できるか。	保健所職員は本表彰の対象ではないことから、従事期間を通算することはできない。	4
54	生活保護指導職員とは。	「生活保護指導職員運営要綱」(H10.9.3厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」別紙)に基づき、「生活保護指導職員」の指定を受けた者。	4

【分類】 0: 全般、1: 民生委員・児童委員、民生委員優良活動団体、2: 共同募金運動奉仕者・奉仕団体、3: 社会福祉事業従事者等、4: 福祉事務所等職員、生活保護指導職員等、5: 地域福祉功労者、6: その他

番号	質 問	回 答	分 類
55	生活保護指導職員についての現職要件は。	現に職員であることは要件であるが、現に生活保護指導業務に従事しているか否かは要件にしてい	4
56	生活保護指導職員等に係る推薦枠は。	生活保護指導職員等に係る推薦枠はない。	4
57	生活保護指導職員としての従事期間と生活保護主管課における指導監督業務の従事期間は通算できるか。	左記期間の通算はできない。	4
58	地縁による団体に婦人会は含まれるか。	含まれない。その地域に住む人たちの団体であっても、婦人会・老人会のように「年齢や性別の条件が必要な団体」や、スポーツ愛好会のように「特定の活動を行う団体」は含まない。	5
59	「地域福祉活動」とは。	自治会、町内会等の活動の中でも、特に地域福祉の推進に大きく貢献していると思われる活動。例えば、高齢者の独り住まいの見守りや、障害者の家庭訪問等のこと。	5
60	実施要領中第5の被表彰者の範囲における「地縁による団体の役員」とは。	自治会、町内会等の規約等に定める役員。	5
61	「ただし、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野である場合を除く」とある中の、他の大臣表彰とは。	他の厚生労働大臣表彰のこと。	5
62	福祉六法、福祉五法、福祉二法とは。	福祉六法とは①生活保護法②児童福祉法③母子及び父子並びに寡婦福祉法④老人福祉法⑤身体障害者福祉法⑥知的障害者福祉法を指す。福祉五法とは前記②～⑥、福祉二法とは同②・③を指す。	6